E	副
	р-, -,

(第一面)

計画書

年 月 日

株式会社トータル建築確認評価センター 殿

提出者の住所又は主たる事務所の所在地
提出者の氏名又は名称
代表者の氏名

設計者氏名

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第1項(同法第15条第2項において 読み替えて適用する場合を含む。)の規定により、建築物エネルギー消費性能確保計画を提出し ます。この計画書及び添付図書に記載の事項は、事実に相違ありません。

(本欄には記入しないでください。)

1	※受付欄					適合判定通				※決済欄
		年	月	日		年	月	日		
	第			号	第				号	
	係員氏名				係員氏名	••••••				

※判定通知書 受領欄	受 領 年月日	年	受領者 氏 名	
		月 日		

【ト. 作成した設計図書】

【1.建	築主】 氏名のフリガナ】								
	氏名とファステー								
	郵便番号】								
【二.	住所】								
【ホ.	電話番号】								
【2. 代									
	資格】	()	建築士	()登録	第	号
	氏名】	(\	74. 悠 1. 末 35 m 5	(\	60 ± 35 Ω	http:	п
1 /^.	建築士事務所名】	()	建築士事務所	()	知事登録	弗	号
【二.	郵便番号】								
	所在地】								
[^.	電話番号】								
【3. 設	計者】								
	となる設計者)								
	資格】	()	建築士	()登録	第	号
	氏名】	(\	建	(\	/rn 古 갓 /크.	STS.	p.
1/^.	建築士事務所名】	()	建築士事務所	()	知事登録	界	号
【二.	郵便番号】								
	所在地】								
	電話番号】								
(F.	作成した設計図書】								
(その	他の設計者)								
【イ.	資格】	()	建築士	()登録	第	号
	氏名】								
【八.	建築士事務所名】	()	建築士事務所	()	知事登録	第	号
【二.	郵便番号】								
【ホ.	所在地】								
[^.	電話番号】								
[F.	作成した設計図書】								
【イ.	資格】	()	建築士	()登録	第	号
【口.	氏名】								
【八.	建築士事務所名】	()	建築士事務所	()	知事登録	第	号
【二.	郵便番号】								
	所在地】								
[^.	電話番号】								

【イ. 資格】 【ロ. 氏名】	()建築士	()登録 第	号
【ハ. 建築士事務所	听名】 () 建築士事務所	f () 知事登録 第	号
【ニ. 郵便番号】 【ホ. 所在地】 【ヘ. 電話番号】 【ト. 作成した設言	十図書】				
【4. 確認の申請】					
□ 申請済	()	
□ 未申請	()	
【5. 備考】					

建築物エネルギー消費性能確保計画

[建築物及びその敷地に関する事項]

1	1	批名	地番

【2. 敷地面積】		m²				
【3. 建築面積】		m²				
【4. 延べ面積】		m²				
【5. 建築物の階数】	(地上)	階	(地下)	階		
【6.建築物の用途】	□ 非住宅建	築物	□ 複合建	築物		
【7. 工事種別】	□新築	□増築	□改築			
【8. 構造】	造	一部	造			
【9. 該当する地域の区分】	地	域				
【10. 工事着手予定年月日】	年	月	日			
【11. 工事完了予定年月日】	年	月	日			
【12. 備考】						

_	_
1 1	付近見取図】
I .	カロカロ 見ばれるし

【2. 配置図】

[非住宅部分に関する事項]

[1.	非住宅部分の	用途】									
[2.	非住宅部分の	床面積】	(床面積)	(開放部分	分を除いた部分	の床面積)	
[-	イ.新築】		(m^2)		(m^2)		
[1	コ. 増築】	全 体	(m^2)		(m^2)		
		増築部分	(m^2)		(m^2)		
[/	ハ. 改築】	全 体	(m^2)		(m^2)		
		改築部分	(m^2)		(m²)		
[3.	基準省令附則	リ第3条又に	は令和 4	年改正基	準省令	·附則須	第2項の	適用の有無】			
	□ 基準省令	附則第3条	の適用	有							
	(竣工年	月日	年	月	日	竣工	()				
	□ 令和4年	改正基準省	`令附則	第2項の通	窗用有						
	(竣工年	月日	年	月	日	竣工	.)				
	□無										
[4.	非住宅部分 <i>σ</i>)エネルギー	一消費性	:能】							
(-	一次エネルギ	一消費量に	.関する	事項)							
	□ 基準省令	第1条第	1 項第 1	号イの基	達						
	基準一次	エネルギー	一消費量	1		GJ/4	F				
	設計一次	エネルギー	一消費量	<u> </u>		GJ/名	丰				
	BEI ()							
	□ 基準省令	第1条第1	項第1	号ロの基準	售						
	BEI ()							
	□ 国土交通	大臣が認め	る方法	及びその約	吉果						
	()			
. _	الاستان الا										

【5. 備考】

【1. 建築物の住戸の	数】		戸			
【2. 住宅部分の床面	 春】	(床	面積)	(開放	部分を除いた部分	
【イ. 新築】		(m²)	,		2)
	体	(m²)	(2)
	築部分	(m²)	,		2)
	体	(m^2	(mí	2)
改	築部分	(m^2	(m	2)
【3. 基準省令附則第 □ 有 (国土交 □ 無		-		るもの)		
【4. 基準省令附則第	4条の適	用の有無】				
□ 有 (竣工年□ 無	月日	年	月	日 竣工)		
	L条第1 L条第1 L条第1 J第 4 よ は L条第1 L条第3 I 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	原第2号イロ 男第2号及 第1年第二年 第1年第二年 第1年 第1年 第1年 第1年 第1年 第1年 第1年 第1年 第1年 第1	(2)の基準 (3)の基準 (3)の基準 (c)の基準 (d)の基準 (b) (d)の基準 (d)の区分	適用除外) (□ 第 1 号 GJ/年 GJ/年	
□ 基準省令第 2 基準省令第 4 BEI(□ 基準省令第 1 □ 国土交通大日	1条第3 ¹ 1条第1 ¹	頁に掲げる 頁第2号ロ	数値の区分) (3)の基準)	(□ 第1号)	□ 第2号)

【6. 備考】

[住戸に関する事項]

[1.	住戸の番号】				
[2.	住戸の存する階】	階			
[3.	専用部分の床面積】	m²			
[4.	住戸のエネルギー消費性能】				
((外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関	関する事項)			
	□ 基準省令第1条第1項第2号イ(1)の	基準			
	外皮平均熱貫流率		$W/ (m^2 \cdot K)$	(基準値	$W/(m^2 \cdot K)$)
	冷房期の平均日射熱取得率			(基準値)
	□ 基準省令第1条第1項第2号イ(2)の	基準			
	外皮平均熱貫流率		$\mathbb{W}/ (m^2 \cdot \mathbb{K})$	(基準値	$W/(m^2 \cdot K))$
	冷房期の平均日射熱取得率			(基準値)
	□ 基準省令第1条第1項第2号イ(3)の	基準			
	□ 国土交通大臣が認める方法及びその紀	洁果			
	()	
	□ 基準省令附則第4条第1項の規定に。	よる適用除外			
((一次エネルギー消費量に関する事項)				
	□ 基準省令第1条第1項第2号口(1)の	基準			
	基準一次エネルギー消費量		GJ/年		
	設計一次エネルギー消費量		GJ/年		
	B E I ()				
	□ 基準省令第1条第1項第2号ロ(2)の	基準			
	B E I ()				
	□ 基準省令第1条第1項第2号口(3)の	基準			
	□ 国土交通大臣が認める方法及びその約	洁果			
	()	

L. 住戸に係る事項 (1) 外壁 窓等を通して	この熱の損失の防止のため	の措置		
1)屋根又は天井	> /// -> 1242 (-> 124 -> 1-4-5)	· > 111 E		
【断熱材の施工法】	□ 内断熱工法	□ 外断熱工法	□ 両面断熱工法	
		□ 外張断熱工法	□ 内張断熱工法	
【断熱性能】	□ 熱貫流率($\mathbb{W}/(\mathbf{m}^2 \cdot \mathbf{K})$		
I HALWINIT OF	□ 熱抵抗値($(m^2 \cdot K)/W)$		
		(111 11) / 11)		
2)壁				
【断熱材の施工法】	□ 内断熱工法	□ 外断熱工法	□ 両面断熱工法	
THINK!		□ 外張断熱工法	□ 内張断熱工法	
【断熱性能】	□ 熱貫流率 ($\mathbb{W}/(\mathbf{m}^2 \cdot \mathbf{K})$		
I MI MILLIO	□ 熱抵抗値($(m^2 \cdot K)/W)$		
		(111 12) / 11 /		
3)床				
(イ) 外気に接する部分	分			
【該当箇所の有無】	□ 有 □ 無			
【断熱材の施工法】		□ 外断熱工法	□ 両面断熱工法	
- ,,, = -	□ 充填断熱工法	□ 外張断熱工法	□ 内張断熱工法	
【断熱性能】	□ 熱貫流率($W/(m^2 \cdot K))$		
	□ 熱抵抗値($(m^2 \cdot K)/W)$		
(ロ) その他の部分				
【該当箇所の有無】	□ 有 □無			
【断熱材の施工法】	□ 内断熱工法	□ 外断熱工法	□ 両面断熱工法	
	□ 充填断熱工法	□ 外張断熱工法	□ 内張断熱工法	
【断熱性能】	□ 熱貫流率($W/(m^2 \cdot K))$		
	□ 熱抵抗値($(m^2 \cdot K)/W)$		
4) 1 明己然の从田如	八五世世			
4) 土間床等の外周部(4) 州原に掠する部				
(イ)外気に接する部分				
【該当箇所の有無】 【断熱性能】	□ 有 □ 無 □ 無 □ 熱貫流率 ($W/(m^2 \cdot K)$		
【例系符生化】	□ 熱抵抗値($(m^2 \cdot K)/W$		
(ロ) その他の部分		(III · K)/W)		
【該当箇所の有無】	□有□無			
【断熱性能】	□ 熱貫流率($W/(m^2 \cdot K)$		
【例然红土化】	□ 熱抵抗値($(m^2 \cdot K)/W$		
		(111 11// 11/		
5) 開口部				
【断熱性能】	□ 熱貫流率 ($W/(m^2 \cdot K)$		
【日射遮蔽性能】	□ 開口部の日射熱取得率			,
	□ ガラスの日射熱取得率			,
	□ 付属部材			•
	□ ひさし、軒等			
6) 構造熱橋部				
	□有 □無			
【断熱性能】	断熱補強の範囲(mm)		
	断熱補強の熱抵抗値($(m^2 \cdot K)/W)$		

(2) 空気	調和設備等に	係る	エネルギーの効率的利用のための措置	
【暖房】	暖房設備	()
	効率	()
【冷房】	冷房設備	()
	効率	()
【換気】	換気設備	()
	効率	()
【照明】	照明設備	()
【給湯】	給湯設備	()
	効率	()

2. 備考

(注意)

1. 各面共通関係

① この様式において使用する用語は、特別の定めのある場合を除くほか、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。)において使用する用語の例によります。

2. 第一而関係

① 提出者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

3. 第二面関係

- ① 建築主が2者以上の場合は、【1. 建築主】の欄は代表となる建築主について記入し、別紙に他の建築主について記入して添えてください。
- ② 【1.建築主】の欄は、建築主が法人の場合は、「イ」は法人の名称及び代表者の氏名のフリガナを、「ロ」は法人の名称及び代表者の氏名を、「ニ」は法人の所在地を、建築主がマンションの管理を行う建物の区分所有等に関する法律第3条又は第65条に規定する団体の場合は、「イ」は団体の名称及び代表者の氏名のフリガナを、「ロ」は団体の名称及び代表者の氏名を、「ニ」は団体の所在地を記入してください。
- ③ 【2.代理者】の欄は、建築主からの委任を受けて提出をする場合に記入してください。
- ④ 【2.代理者】及び【3.設計者】の欄は、代理者又は設計者が建築士事務所に属しているときは、その名称を書き、建築士事務所に属していないときは、所在地はそれぞれ代理者又は設計者の住所を書いてください。
- ⑤ 【3. 設計者】の欄は、代表となる設計者及び提出に係る建築物のエネルギー消費性能確保計画に係る他のすべての設計者について記入してください。
- ⑥ 【4.確認の申請】の欄は、該当するチェックボックスに「✔」マークを入れ、申請済の場合には、申請をした市町村名若しくは都道府県名又は指定確認検査機関の名称及び事務所の所在地を記入してください。未申請の場合には、申請する予定の市町村名若しくは都道府県名又は指定確認検査機関の名称及び事務所の所在地を記入し、申請をした後に、遅滞なく、申請をした旨(申請先を変更した場合においては、申請をした市町村名若しくは都道府県名又は指定確認検査機関の名称及び事務所の所在地を含む。)を届け出てください。なお、所在地については、○○県○○市、郡○○町、村、程度で結構です。

4. 第三面関係

- ① 【6. 建築物の用途】及び【7. 工事種別】の欄は、該当するチェックボックスに「✓」マークを入れてください。
- ② 【9. 該当する地域の区分】の欄において、「地域の区分」は、基準省令第1条第1項第2号イ(1)の地域の区分をいいます。

5. 第四面関係

- ① 付近見取図には、方位、道路及び目標となる地物を明示してください。
- ② 配置図には、縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における建築物の位置、計画に係る建築物と他の建築物との別並びに敷地の接する道路の位置及び幅員を明示してください。

6. 第五面関係

- ① 【1. 非住宅部分の用途】の欄は、建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)別紙の表の用途の区分に従い記入して下さい。
- ② 【2. 非住宅部分の床面積】の欄は、第三面の【7. 工事種別】の欄の工事種別に応じ、非住宅部分の床面積を記載して下さい。増築又は改築の場合は、延べ面積を併せて記載して下さい。
- ③ 【2. 非住宅部分の床面積】の欄において、「床面積」は、単に非住宅部分の床面積をいい、「開放部分を除いた部分の床面積」は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令(平成28年政令第8号。以下「令」という。)第4条第1項に規定する床面積をいいます。
- ④ 【3. 基準省令附則第3条又は令和4年改正基準省令附則第2項の適用の有無】の欄は、該当するチェックボックスに「✔」マークを入れ、「有」の場合は計画に係る建築物の新築工事の竣工年月日を記載してください。この欄において、「令和4年改正基準省令」は、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部を改正する省令(令和4年経済産業省令・国土交通省令第3号)をいいます。
- ⑤ 【4. 非住宅部分のエネルギー消費性能】の欄は、いずれか該当するチェックボックスに「✓」マークを入れた上で記載してください。
- ⑥ 「BEI」は、設計一次エネルギー消費量(その他一次エネルギー消費量を除く。)を基準一次エネルギー消費量(その他一次エネルギー消費量を除く。)で除したものをいいます。「BEI」を記載する場合は、小数点第二位未満を切り上げた数値としてください。

7. 第六面関係

- ① 第六面は、第三面の【6.建築物の用途】の欄で「複合建築物」を選択した場合のみ記載して下さい。
- ② 【2.住宅部分の床面積】の欄は、第三面の【7.工事種別】の欄の工事種別に応じ、住宅部分の床面 積を記載して下さい。増築又は改築の場合は、延べ面積を併せて記載して下さい。
- ③ 【2. 住宅部分の床面積】の欄において、「床面積」は、単に住宅部分の床面積をいい、「開放部分を 除いた部分の床面積」は、令第4条第1項に規定する床面積をいいます。
- ④ 【3. 基準省令附則第2条の適用の有無】の欄は、いずれか該当するチェックボックスに「✔」マークを入れてください。
- ⑤ 【4. 基準省令附則第4条の適用の有無】の欄は、該当するチェックボックスに「✔」マークを入れ、「有」の場合は申請に係る建築物の新築工事の竣工年月日を記載してください。

- ⑥ 【5. 住宅部分のエネルギー消費性能】の欄は、以下の内容に従って記載してください。
 - (1) (外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)又は(一次エネルギー消費量に関する事項) のそれぞれについて、該当するチェックボックスに「✔」マークを入れた上で記載してください。
 - (2) 「基準一次エネルギー消費量」、「設計一次エネルギー消費量」及び「BEI」については、住宅部分全体での数値を記載してください。
 - (3) 「基準省令第1条第1項第2号イ(3)の基準」又は「基準省令第1条第1項第2号ロ(3)の基準」を用いる場合は、別紙に詳細を記載してください。
 - (4) 「BEI」は、設計一次エネルギー消費量(その他一次エネルギー消費量を除く。) で除したものをいいます。「BEI」を記載する場合は、小数点第二位未満を切り上げた数値としてください。
- ⑦ 第六面は、確認申請等他の制度の申請書の写しに必要事項を補って追加して記載した書面その他の記載 すべき事項のすべてが明示された別の書面をもって代えることができます。

8. 第七面関係

- ① 第七面は、第三面の【6.建築物の用途】の欄で「複合建築物」を選択した場合に、住戸ごとに作成してください。
- ② 住戸の階数が二以上である場合には、【3.専用部分の床面積】に各階ごとの床面積を併せて記載してください。
- ③ 【4.住戸のエネルギー消費性能】の欄は、以下の内容に従って記載してください。
 - (1) (外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)又は(一次エネルギー消費量に関する事項) のそれぞれについて、該当するチェックボックスに「**√**」マークを入れた上で記載してください。
 - (2) 「外皮平均熱貫流率」及び「冷房期の平均日射熱取得率」については、それぞれの基準値(基準省令第1条第1項第2号イ(1)の表に掲げる数値をいう。)と併せて記載してください。
 - (3) 「基準省令第1条第1項第2号イ(3)の基準」又は「基準省令第1条第1項第2号ロ(3)の基準」を用いる場合は、別紙に詳細を記載してください。
 - (4) 「BEI」は、設計一次エネルギー消費量(その他一次エネルギー消費量を除く。)で除したものをいいます。「BEI」を記載する場合は、小数点第二位未満を切り上げた数値としてください。
- ④ 第七面は、確認申請等他の制度の申請書の写しに必要事項を補うこと、複数の住戸に関する情報を集約して記載すること等により記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。

9. 別紙関係

- ① 1欄は、共同住宅等又は複合建築物の住戸に係る措置について、住戸ごとに記入してください。なお、 計画に係る住戸の数が二以上である場合は、当該各住戸に関して記載すべき事項の全てが明示された別の 書面をもって代えることができます。
- ② 1欄の(1)の1)から3)までにおける「断熱材の施工法」は、部位ごとに断熱材の施工法を複数用いている場合は、主たる施工法のチェックボックスに「✔」マークを入れてください。なお、主たる施工法以外の施工法について、主たる施工法に準じて、別紙のうち当該部位に係る事項を記入したものを添えることを妨げるものではありません。
- ③ 1欄の(1)の1)から4)までにおける「断熱性能」は、「断熱材の種別及び厚さ」、「熱貫流率」 又は「熱抵抗値」のうち、該当するチェックボックスに「✔」マークを入れ、併せて必要な事項を記入し てください。「断熱材の種別及び厚さ」については、当該部位に使用している断熱材の材料名及び厚さを 記入してください。
- ④ 1欄の(1)の3)及び4)における(イ)及び(ロ)の「該当箇所の有無」は、該当箇所がある場合には「有」のチェックボックスに、「 \checkmark 」マークを入れてください。
- ⑤ 1欄の(1)の5)は、開口部のうち主たるものを対象として、必要な事項を記入してください。
- ⑥ 1欄の(1)の5)の「日射遮蔽性能」は、「開口部の日射取得率」、「ガラスの日射熱取得率」、「付属部材」又は「ひさし、軒等」について該当するチェックボックスに「✔」マークを入れ、必要な事項を記入してください。地域の区分のうち8の地域に存する複合建築物に係る「日射遮蔽性能」については、北±22.5度以外の方位に設置する開口部について記載してください。
- ⑦ 1欄の(1)の6)の「該当箇所の有無」は、該当箇所がある場合には、「有」のチェックボックスに「✓」マークを入れ、「断熱性能」の欄に、「断熱補強の範囲」及び「断熱補強の熱抵抗値」を記入してください。
- ⑧ 1欄の(2)の「暖房」、「冷房」、「換気」、「照明」、「給湯」については、住戸に設置する設備機器(「照明」にあっては、非居室に白熱灯又はこれと同等以下の性能の照明設備を採用しない旨)とその効率(「照明」を除く。)を記載してください。設備機器が複数ある場合は最も効率の低い設備機器とその効率を記載してください。「効率」の欄には、「暖房」では熱源機の熱効率又は暖房能力を消費電力で除した値を、「冷房」では冷房能力を消費電力で除した値を、「換気」では換気回数及び比消費電力で除した値を、「冷房」では冷房能力を消費電力で除した値を、「換気」では換気回数及び比消費電力(全般換気設備の消費電力を設計風量で除した値をいう。以下同じ。)(熱交換換気設備を採用する場合にあっては、比消費電力を有効換気量率で除した値)を、「給湯」では熱源機の熱効率をそれぞれ記載してください。ただし、浴室等、台所及び洗面所がない場合は、「給湯」の欄は記載する必要はありません。
- ⑨ 1欄に書き表せない事項で特に記入すべき事項は、2欄に記入し、又は別紙に記入して添えてください。